

## 質保証システムの見直しに係るその他事項に関する論点について

## 1. 実務家教員の定義に係る課題

○設置認可申請・審査の過程において、以下の指摘・課題が存在

- ・実務家の研究実績に係る定義に関し、申請者側との共通認識が十分でない。  
※分野（例えば、理容、美容、調理等）によっては、実務家で研究をしている方がイメージしにくい。
- ・実務家の実務の実績に係る定義に関し、申請者側との共通認識が十分でない。  
※専門学校での教育実績は実務の実績として取り扱われないが、業界の実務者へのIT研修は含まれるなど、実務の実績の考え方がわかりにくい。

## 【見直しの方向性】

○大学における実務家教員の定義の明確化を図る観点から、専門職大学で示している例も参考に、設置認可の教員審査における業績の考え方についてより具体的に周知することとしてはどうか。

## 2. 大学名称に係る課題

- ・大学名称の考え方に関し、申請者側との共通認識が十分でない。  
※大学の名称に、大学で行う教育研究の内容が含まれている場合、設置認可申請後に、大学で行う教育研究内容と異なるといった指導を受けることがある。

## 【見直しの方向性】

○申請者側・審査側の負担軽減や審査の明確化を図るため、大学・専門職大学の名称に教育研究の内容が含まれている場合、大学が行う教育研究の内容を適切に表現したものとするように周知することとしてはどうか。

## 3. 施設等の共有

- ・大学や他の機関、自治体等が有する施設等の借用・共有が可能であることが十分知られていない。

【見直しの方向性】

○大学や他の機関、自治体等が有する施設等の共有について、学生や教員が使用希望する際に利用を可能とする、長期に渡り使用できるよう契約を行う等、教育研究上支障がないことを前提とした上で、施設等の共有が可能であることをわかりやすく周知してはどうか。

4. SD・FDの充実

- ・大学の教職員における業務の多様化・複雑化や遠隔授業の質向上など、教員や事務職員等のスキルの高度化や専門性の向上に向けたSD, FDの充実が必要

※大学設置基準上、SD・FDの実施は義務付けられているが、取組状況は各大学で様々。

【見直しの方向性】

○各大学での創意工夫はもとより、大学団体や大学間で共同実施されているSD・FDの取組等を把握・周知することで、SD・FDの充実を促進してはどうか。

5. 学修の実質化（学生の時間配分）

- ・大学教育の質向上に向けて、卒業・成績要件の厳格化や学修時間の増加等の学修の実質化が必要

※大学設置基準上、成績評価基準等の明示義務付けや履修科目の登録上限の設定の努力義務化等が規定されているが、取組状況は各大学で様々。

【見直しの方向性】

○各大学での学修時間の把握などを通じた学修の実質化に向けた取組を促進する方策としてどのようなことが考えられるか。

6. 学位の分野

- ・学士の学位の分野は現在 19 分野あり、各大学は設置認可審査を経て認められた分野の範囲内であれば、組織の改組や融合領域の創設含め、当該大学の判断で新たな学位プログラムを実施可能<sup>注</sup>であることが十分知られていない。

注：大学の総収容定員の増を伴わないことや、学科以上の組織設置など必要に応

じ届出が必要

**【見直しの方向性】**

○設置認可審査を経て認められた分野の範囲内であれば、組織の改組や融合領域の創設含め、当該大学の判断で新たな学位プログラムを実施可能であることを周知してはどうか。

※なお、上記学位の分野とは別に、各大学は学位を授与するに当たり適切な専攻分野の名称を付記することとなっているが、平成 27 年度時点で 723 種類の名称が存在するなど近年多様化していることから、日本学術会議において学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について検討が行われ、以下の改善策を示し、各大学に対し検証を求めている。

- ①特定の学問分野の枠組みを超えて独自の対象を学修の主題とする教育分野では、学位に付記する専攻分野の名称を、必ずしも「〇〇学」と称する形を採る必要はなく、むしろ学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきである。
- ②学部・学科の組織名称と学位に付記する専攻分野の名称は同一でなくてもよい。
- ③複数の語を組み合わせた専攻分野の名称の意味をできるだけ明確化する。
- ④分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学の教育課程とも共通性のある表現を用いる。

学位の英文表記に関しては、日本の大学が授与する学位の国際性を確保するため、英文表記の構造に則り以下を基本的な考え方として示す。

- ①「学士」に対する英文は Bachelor とすること
- ② 分野名は、学術的に広く認知されている分野の名称をもって充てること
- ③ 下位の専門として、教育課程で重点を置く分野を合わせて示すことも認められること

( ① of ② in ③ の階層構造を念頭に置いた表記にすることが望ましい。)